

申込みフローチャート【令和9年(2027年)4月の進級・転園】

別紙

申込区分

選考・抽選

内定先

① 現況確認届・進級確認(在園継続)

受付期間：8月7日～9月18日
オンライン申請（こどもみらい課）

在籍園で
進級希望

校区内小学校隣接
こども園希望

・保育園の受入人数を超えた場合は選考で内定者決定（10月下旬に結果通知発送）。
・私立こども園は全員進級（結果通知の発送はありません）。

内定

保留

在籍園

② 小学校隣接こども園一次受付（校区内児童のみ）

オンラインと窓口受付にて
11月初旬に実施予定
（こどもみらい課）

①で校区内こども園の入園希望を選択した場合は申込手続不要

全員内定
※5歳クラスの校区内児童は全員受入

小学校隣接こども園

③ 小学校隣接こども園二次受付（校区外も対象）※一次受付後に空きがある園のみ

オンラインと窓口受付にて
11月中旬に実施予定
（こどもみらい課）

二次受付実施園は11月中旬に那覇市ホームページで公表予定

こども園の受入れ人数を超えた場合は抽選で内定者を決定。
11月下旬に那覇市ホームページで結果を公表予定。

内定

保留

小学校隣接こども園

④ 認可保育園・私立こども園※一般入所申込

オンラインと窓口受付にて
12月実施予定
（こどもみらい課）

選考により内定者を決定。
2月上旬に結果を通知。

内定

保留

認可保育園
私立こども園

②～④の申込が必要です

※ 複数の内定を受けた場合は、申込みの受付開始が後の内定だけが有効となり、その他の内定は無効となります。
（例）①で在園継続（進級）が内定した後、③で校区外こども園に内定した場合、校区外こども園の内定だけが有効となります。

進級（5歳クラス在園継続）・校区内こども園入園申込について

在籍保育園の5歳クラスに進級するためには進級（在園継続）の申込みが必要です（私立こども園は進級意向の確認を行います）。オンライン申請により、進級（在園継続）希望、又は校区内小学校隣接こども園入園希望のどちらかを選択しお申し込みください（※どちらにも申し込みしない場合は理由を入力してください）。

以下の留意事項と裏面のフローチャートをよくご確認の上、申請をお願いいたします。

留意事項

在籍園で進級（在園継続）を希望する場合	・進級希望者が5歳クラスの受入人数を超える場合は選考となります。 ※5歳児選考は保育園在園児のみ実施します。私立こども園在園児は希望者全員進級（在園継続）となります。
校区内小学校隣接こども園を希望する場合	・校区内の小学校隣接こども園5歳クラスについては、4月入園申込み児童全員を受け入れできるように調整しています。 ・入園（令和9年4月）までに、市内で転居の予定があり校区が変更となる場合は、転居先の校区内こども園名を希望先に入力してください。 ・校区外であっても、上のきょうだいが在校している小学校に隣接するこども園を希望する場合は校区内児童と同様に受付します（5歳クラスのみ）。希望される場合はこどもみらい課窓口にて受付します（オンライン申込不可）。※きょうだいの在校を証明する書類（成績表等）の提出が必要です（令和9年4月小学校入学きょうだい・令和9年3月末小学校卒業きょうだいを除く）。
結果の通知	・進級（在園継続）申込、校区内小学校隣接こども園申込のどちらも、10月下旬頃に結果を通知します。私立こども園在園児で進級希望を選択した場合、結果通知はありません（全員進級）。 ・校区内小学校隣接こども園に内定した場合、一次受付の申込手続きは不要です。
校区外小学校隣接こども園を希望する場合 など	・校区外の小学校隣接こども園を希望する場合は、二次受付でお申し込みください。希望者が定員を超えた場合は抽選になります。なお、二次受付は、一次受付（校区内児童のみ対象）後も定員に余裕がある園のみ実施します。 ・私立幼稚園や認可外保育園に入園を希望する場合は、直接各園へお問い合わせください。

進級（在園継続）希望者が園の受入人数を超えた場合の選考方法について

選考を行う場合には、以下の5歳児在園継続優先項目に該当する児童を優先します。

5歳児在園継続優先項目で決定できない場合は、令和8年度那覇市保育所入所選考基準表をもとに選考を行います。

5歳児在園継続選考優先項目

当該事項による優先順		備考
1	在園継続希望の児童が発達支援児である	
2	ひとり親世帯	ひとり親とみなす場合（離婚調停中、拘留等）も含む
	保育士等	那覇市内の認可保育所・こども園で就労中
3	きょうだいが同じ保育園に在園中 ※令和9年4月に在園継続見込みのあるきょうだいに限る	≪優先順≫ 1. 在園中のきょうだいが発達支援 2. 在園中のきょうだい児が多い順

・選考は現況確認届で提出された書類をもとに実施します。

・令和9年4月1日時点で保護者の「保育が必要な事由」の認定がない場合、内定は取り消しとなります。